～保険代理店に求められるRMの知識～　36

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ
http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役　松本　一成

◆株式会社A.I.P
平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して業容を拡大している。現在は全国に19支店、2法人営業部、5オフィスを持ち、損害保険約20億、生命保険約25億の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織体としてＡＲＩＣＥホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第36回 リスク対応④(5.5)

1. リスク対応

前回は、リスクコントロール対策の事前対策のうち、「リスク回避」と「リスク低減」について説明させて頂きましたが、本日は結果としての損失の大きさを抑えるための「リスク軽減」、自社への影響を制限する「リスク共有」、影響の少ないリスクを受け入れる「リスク受容」の3つの対策について説明させて頂きます。

2. リスク軽減

リスク軽減とは、事前の対策によって結果としての損失額を抑えるという取り組みであり、結果の大きさに影響を与えるリスク源にアプローチすることによって効果的・効率的な対策を実施することが必要です。

リスク軽減対策は一般的にはリスクマトリクスの「Ⅱ」のリスクに適した対策といえますが、大きく「軽減」「分散」の二つに分けることができます。

1）軽減対策

設備の設置や業務フロー等の改善を通して、事故が発生した際の損失を軽くしようとする取り組みです。

・スプリンクラーや防火壁を設置することで延焼を最小限に食い止める。
・緊急地震速報を設置することで従業員の生存確率を高める
・ヘルメットや安全靴の着用を徹底することで大きな怪我から守る
・リコールに備えて新製品の販路及び生産台数を限定しておく
・交通事故に備えてシャトルバスの乗車人員に上限を設ける。

2）分散対策

1事故当たりの損失額を小さくするために、資産やノウハウ、影響を与えるステークホルダ等を分散しておくこと

・倉庫火災に備えて、商品在庫を2か所の倉庫に分けて保管しておく。
・震災に備えて生産拠点を複数に分散し、最低限の生産性を維持する。
・社長と専務が別の飛行機に搭乗することで意思決定者の不在を逃れる。
・販売先や仕入れ先を分散しておくことで最低限の生産性や売上を確保する。
・天候や事故などに備えて複数の輸送手段（空路と陸路等）を兼用する。

3. リスク共有

リスク共有は、「他社との間で、合意に基づいてリスクを分散することを含むリスク対応の形態」と定義されており、法律又は規制の要求事項によって、リスク共有が制約、禁止又は強制されることがあります。リスク移転も、共有の一つの形態であり、保険又は他の契約によって実行されることがありますが、リスク対策の効果は共有に関する取り決めの信頼性や明瞭性によって決まることがあります。保険における対策は別途ファイナンス対策において詳細に説明をさせて頂きます。リスク共有はリスク軽減とは違い、全体としての損失額や影響自体は小さくなりませんが、他社と共有することで、自社の被る影響が小さくなる取り組みです。

1）移転対策

移転対策とは、リスクを契約等によって他社と共有したり、相互にリスクを補完し合う取り組みです。

・初めて請け負う危険な作業を専門業者に委託する。
・求償権付きの契約により、PL事故等の損失を部品メーカーに移転する。
・就業規則等の定めによって従業員に損失の一部を移転する。
・施設内における事故や盗難について責任を負わない旨を定め、掲示する。
・契約によって地震で被災した場合の代替生産を他社に行ってもらう。

2）統合対策

統合対策は合併・提携等によって利益や自己資本を拡充したり、ブランドを高めて競争力をつけることでリスクの自社への影響度を下げる取り組みです。

・事業協同組合を結成し、仕入れコストを削減して利益率を高める
・企業合併をすることで、財務と資産の拡充を図り影響度を小さくする。
・業務提携や資本提携によりノウハウや財務力を拡充する。
・戦略的な提携によってブランドを共有し、売上規模を拡大する。
・別業態との合併によって多角化を図り、競争激化等に備える

4. リスク受容

リスク受容とは、「ある特定のリスクを取るという情報に基づいた意思決定」と定義されており、リスク対応を実施せずにリスク受容となることも、リスク対応プロセス中にリスク受容となることもあります。損失額のみならず企業倫理の視点から受容すべきか否かを判断することが重要であり、受容されたリスクについてもモニタリング及びレビューの対象とすることが必要です。

・安全性の高い事業所については、あえて労災対策を取らない
・単価が低く、優良企業との取引が多いため与信管理を行わない。
・地盤が固く、資産が少ないため耐震補強等の震災対策は行わない。
・センシティブ情報を取り扱わないため、情報漏洩対策を行わない。
・海外との取引が少ないため、為替リスクの対策は取らない

5. 保険代理店の役割

前回も同様のお話をしましたが、リスクコントロールと保険設計には密接な関係があるため、リスク対策の全体像の中から最適な保険設計を考えることが必要です。実際に保険代理店の社会貢献を考えた場合においても、いたずらに保険にリスク移転をすることは事故防止のインセンティブが薄れ、事故を増やす可能性も否定できません。保険料削減のインセンティブを利用しながら、リスクをコントロールし、事故の発生や損失額の軽減を図ることが社会にとって非常に意義のあることであり、それによって保険への依存度を低下させ、企業価値を高めるという視点を忘れてはならないと思います。損失額の減少は保険の必要性と直結し、保険を掛けないという選択肢を与えますし、積極的にリスクを受容するという姿勢が保険を掛けない若しくは高額免責を設定するといった提案に繋がります。リスクコントロールは保険への依存度を大きく左右し、保険設計や保険効率化に影響を与えるため、しっかりと総合的な提案を実施しましょう。

リスクコントロール対策

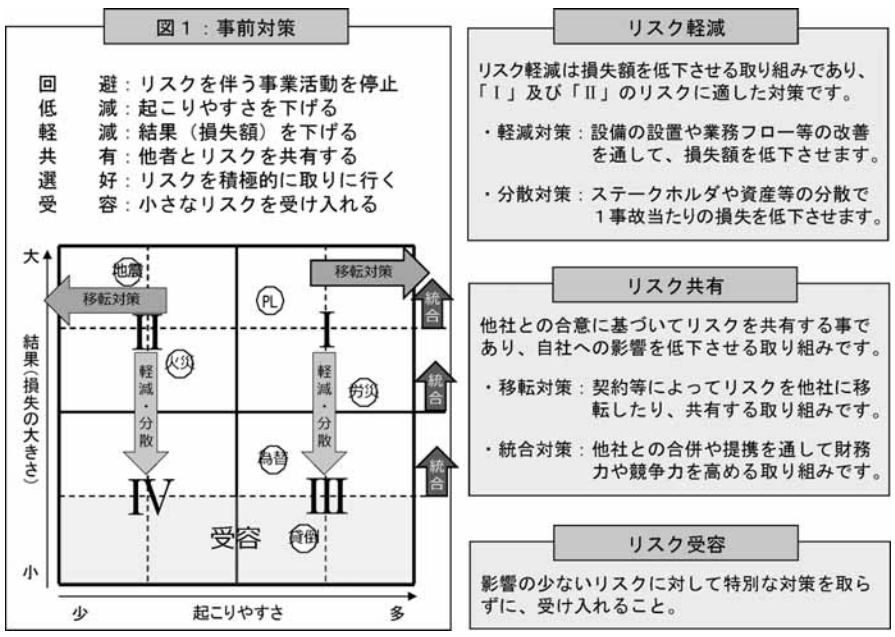

相続放棄者の生命保険金と相続税

非課税枠や基礎控除の適用は？

知ってトクする　－901－
税務情報

Ｑ　私はサラリーマンで家族に内緒で総額２０００万円の借金をしています。今は無理のない範囲で返済していますが、私に万一のことがあった場合、その債務は家族が引き継ぐことになると思います。貯金はほとんどありませんが、評価額３０００万円の持ち家があり、また妻を受取人としている生命保険（死亡保険金１０００万円）に加入しています。これで遺族が問題なく遺産分割し、借金を返済できるでしょうか。家族は妻と学生の２人の子供です。

債務が大きければ限定承認や相続放棄も

Ａ　こうした債務に対して相続人はどのように対応すればいいのでしょうか。まず、相続する方法として単純承認、限定承認、相続放棄のいずれを選択するかということが挙げられます。

ご質問者の相続人である妻と子供が単純承認した場合、借金を上回る額の持ち家と生命保険に加入しているので、万一のことがあっても遺族が路頭に迷うことはないでしょうが、生命保険金を含めた現金・預金の額が借金を下回っていることに問題がありそうです。家を処分して現金化する方法も考えられますが、新居探しや新たに発生する家賃の心配など、妻に大きな負担がのしかかってきます。

それでは、相続人が「相続財産の額の範囲内で債務を返済する『限定承認』」した場合はどうでしょうか。この場合、相続開始日に被相続人から相続人に相続財産が時価で譲渡されたものとみなされ、相続財産が土地等の譲渡所得の基因となるものであれば、被相続人に対して譲渡所得課税が発生します。この譲渡所得税は被相続人の債務とされ、相続人等が代わって確定申告を行う必要があります。さらに限定承認では土地等の売却方法にも制限があり、債務を弁済するために相続財産を売却し換金するときは、家庭裁判所に相続財産の鑑定人専任の申立てをすることにより競売を回避することもできますが、原則として、競売によらなければなりません。

なお、限定承認は相続人の固有財産でもって債務を返済することがないため、相続人が受け取った生命保険金は確保されます。

このように、相続人の固有財産まで影響は及ばないものの、結構な手間を要します。ご質問者のケースでは、債務が相続財産の額の範囲内であるため、別段限定承認を採用することはないと思われます。ただし、被相続人の債務が相続財産の額を超えるかどうかわからないような場合は、限定承認を選択したほうが無難でしょう。

相続放棄しても遺産に係る基礎控除は適用可

次に、相続放棄です。これは、債務の返済義務を免れる一方、被相続人が有していた不動産や預貯金等の積極財産を含め一切の権利義務を受け取らないことを意味します。ご質問者の場合、妻の固有財産である生命保険金を除き、借金２０００万円を返済しなくていい代わりに家や土地、少額とはいえ預貯金も受け取ることができなくなります。債務が積極財産の範囲内であるならば、何かやむを得ない事情がない限り相続放棄は避けるのが一般的です。ただし、今後借金が膨らみ相続財産を大幅に上回るような相続放棄もありです。夫の相続財産をすべて失ったとしても、妻は固有財産である生命保険金を受け取ることができます。

税務取扱いでは、相続放棄した場合、生命保険金の非課税の適用を受けることはできません。ただし、相続人全員が相続放棄しても遺産に係る基礎控除の適用を受けることはできます。ご質問者の場合は、「３０００万円＋６００万円×３人＝４８００万円」ということになり、相続人が受け取る生命保険金がこの金額以下ならば相続税はかからないことになります。このメリットは大いに利用すべきだと思います。